

令和7年度第3回行橋市国民健康保険運営協議会議事録

第3回 行橋市国民健康保険運営協議会

令和8年1月21日 14:00～ 501会議室

(事務局：武安)

皆さま、本日はこのように寒い中お集まりいただき、ありがとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

皆さまお揃いですので、次第に沿って進行いたします。

次第1 開会あいさつ ただ今から令和7年度第3回行橋市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、山下委員が欠席のため9名参加、定足数を満たしております。

続きまして、次第2 市長挨拶。市長、お願いいたします。

(市長)

皆さま、こんにちは。

新年も明けまして少し日は経ちましたが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、このようにまたお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

皆さま既にご承知のように前回諮問させていただきました令和8年度行橋市国民健康保険税率についてですけれども、県から新たに示された本算定の結果、それから物価上昇等の経済情勢の影響、国保財政の累積赤字、また子ども子育て支援制度の開始などを踏まえまして、忌憚なきご意見をいただきまして行橋市国民健康保険運営協議会からの答申をいただくこととなります。来年度の行橋市国民健康保険税率を定めるにあたり、非常に重要なものとなりますので、何卒ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

結びになりますが、だいぶ冷え込んで参りました。これからも寒い日が続きますので、くれぐれもお身体を大切にしてください。

では、よろしくお願いいたします。以上です。

(事務局：武安)

ありがとうございました。

市長は公務のためここで退席させていただきます。

では、会議前にも少しご確認いただきましたが、お手元の資料に不足等ございましたらおっしゃっていただくようお願いします。

では、次第3 議事にうつります。ここからの議事進行については、協議会

規則第6条により会長が議長を務めることとなっておりますので、森山会長お願いいたします。

(森山会長)

皆さま、改めまして、こんにちは。本年もよろしくお願いいたします。

今回もお気づきの点がありましたら、質問等していただきたいと思います。それでは、報告事項の方を事務局より説明求めます。

(事務局：松本課長挙手、会長指名)

(事務局：松本)

はい。それでは、資料のP1をお願いいたします。

報告事項、審議事項について続けてご説明いたします。

はじめに、令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険税率の本算定結果についてでございます。

説明資料のP2をお願いいたします。

令和8年度 国民健康保険事業費納付金・標準保険税率の本算定結果についてでございます。今回県から示された本算定結果につきまして、

- ① 事業費納付金につきましては、県が医療費や所得水準に応じて決定した金額を、市町村が県に納めるものとなっており、県内60市町村が県の特別会計に納入するものとなっております。
- ② 続いて、標準保険税率につきましては、各市町村が事業費納付金を納めるために必要な保険税の税率で、県が標準的なルールに基づいて示すものとなっております。併せて他の市町村と比較するための参考数値の意味も兼ねております。

P3をお願いいたします。

本算定に基づく令和8年度の事業費納付金でございます。

納付金額につきましては、1,693,367,847円となっており、前回の運営協議会時には仮算定の金額でご説明しており、下段のカッコ書きの仮算定時の金額である1,737,300,358円と比較すると約44,000千円減少。令和7年度との比較においては約22,000千円の減少となっております。

つづくP4をお願いいたします。

本算定に基づく一人当りの事業費納付金について前年との比較でございます。

令和8年度の一人当たりの額といたしましては、147,019円となっており、令和7年度の143,462円から3,557円増額となっております。

つづくP5をお願いします。

県内における一人当りの事業費納付金の水準となっております。

本市につきましては県下60市町村のなかで37番目となっており、1番のA町と比較すると27,187円低く、県平均と比較すると8,829円低い状況となっております。

つづくP6をお願いします。

こちらが事業費納付金の確定額とともに示された、行橋市の標準保険税率でございます。

令和8年度の標準保険税率、下の段が令和7年度の標準保険税率となっており、標準保険税率の年度比較につきましては、右下に表示しておりますように、所得割については、医療・後期・介護分のすべてにおいて減少、均等割については、医療分のみ増加で後期及び介護分については減少しております。平等割については、医療・後期・介護分のすべて減少となっております。子ども分につきましては、令和8年度新たに賦課されるものでございます。

P7をお願いします。

現年度の収納率及び税収額の推移となっております。

令和7年12月末の収納率につきましては62.0%となっており、昨年の12月と比較すると1.0%の減となっております。

令和7年度の税収額見込につきましては、下段の右から2番目にお示ししているとおり1,261,927,322円を見込んでおり、前年と比較すると約36,000千円増加すると見込んでおります。

P8をお願いいたします。

令和8年度 国民健康保険事業費納付金本算定に伴う、必要財源の確保についてでございます。

歳出については、上段で示しており、事業費納付金1,690,000千円、返還金及び保健事業130,000千円、合計1,820,000千円が必要となっております。

一方、歳入につきましては、下段に示しており、市町村向けの公費630,000千円、令和8年度の国保税収納見込額1,210,000千円、合計1,840,000千円となっており、差引すると20,000千円の剰余が生じることが見込まれます。

P9をお願いします。

P9以降につきましては、閣議決定がなされている令和8年度の税制改正の内容でございます。

P10をお願いします。

国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

現在の課税限度額におきましては、医療給付分66万円、後期高齢者支援分26万円、介護納付金分17万円の合計109万円でしたが、医療給付分

において1万円の引き上げ、子ども・子育て支援金分において3万円が示されており、合計で113万円になるものでございます。

子ども・子育て支援金分を除く、限度額の引き上げに伴う行橋市の影響といたしましては、対象世帯として108世帯を見込んでおり、影響額としては1,071,800円を見込むものでございます。

P11をお願いします。

国民健康保険税賦課に伴う、軽減判定所得額の引き上げでございませう。

こちらについては、表にて説明したいと思っておりますので、次のP12をお願いします。

5割軽減基準額において、改正前といたしましては、基礎控除額43万円に30万5千円×被保険者数で判断しておりましたが、被保険者数に乘じる額について5千円引き上げて31万円とし、2割軽減基準額におきましては同様に、被保険者数に乘じる額について、56万円から1万円引き上げて、57万円として対象者を拡大するものでございます。

以上の2点が税制改正の報告となっております。

P13をお願いします。

令和8年度 行橋市国民健康保険税率等についてでございます。

今回、県より掲示された本算定通知および、国民健康保険特別会計の決算見込等を考慮した、令和8年度当初予算の収支状況は、現行税率を据え置くと、会計収支のバランスは単年度黒字を維持できると推定されます。

併せて、現在の懸案事項でございます。

- ① 物価高騰による被保険者の負担感。
- ② 令和7年度実施の税率改定及び、令和8年度子ども子育て支援金制度開始による負担増。
- ③ 団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することに伴う、被保険者数の減少。
- ④ 公費である国費及び県費の減少。

この4項目が現在の懸案事項でございます。

また、補足説明資料につきましては説明を割愛させていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上でございます。

(会長)

はい。説明は以上でした。

それでは前回と同様、何か質問等がある方は挙手をしていただき、お名前をお呼びしますので、その後発言をお願いします。何か質問のある方。

(井上委員挙手、会長指名)

(井上委員)

知識がないことなので、懸念事項を書きいただいておりますが、その懸念事項が実際に行った場合に、来年度単年度は黒字予定ですが、どうやって打開されるものですか。

(松本挙手、会長指名)

(事務局：松本)

例えば、④公費の減少につきましては、国や県の方に国保会計における公費補助金の削減を食い止めるような要望はして参りたいと思います。

また、③団塊世代が後期高齢者医療制度へ移行することにつきましては、避けようがございませぬので、ここに関しての対策は現行世代に負担がかからないような何かしらの対策を考えて、この協議会の皆さまにもお示しし、最終的には市長の判断を仰ぎたいと思います。

なかなか一言でこれで解決しますという対策がないものなので。

(井上委員挙手、会長指名)

(井上委員)

そうですね。どうしようもない問題もありますよね。

分かりました。ありがとうございます。

(村上委員挙手、会長指名)

(村上委員)

子ども子育て支援金については、年間でどのくらい上がるものでしょうか。

(松本挙手、会長指名)

(事務局：松本)

前回の協議会の際に、例えば私でいえば年間12千円ほどと申し上げましたが、国保会計につきましては国保税をかけるモデルケースを示したしおりがございます。それが3人世帯で世帯主所得が450万円、それに奥様、18歳未満のお子様1人の世帯で申しますと、だいたい14千円ほどになります。子ども

子育て支援制度が加わることによって14千円増加となります。概算でございますが、年間の金額です。

(会長)

よろしいですか。他に質問のある方。

(瓦川委員挙手、会長指名)

(瓦川委員)

はい。今の説明をいただいたところでP8の下の段のところにありますが、試算で令和7年11月の被保険者のデータでいくと約2千万円の黒字を見込んでいるとのことですが、黒字になった時と、赤字だった時を比べて、赤字であった時は私たち市民にはどういったデメリットがあったのかなということが知りたいです。

また、黒字になったらどういうメリットがあるのか、なかなか一言では難しいかもしれませんが教えてください。

赤字の時には物価高騰もあって私たちは払うのが大変だし、税金として払うものが少しでも減ったらいいなど考えるのですが。でも、数字の上だけの話ではなくて実際赤字になることで市全体に何かしらのペナルティがきて、もっと数字的には見えない何かデメリットがあるのだとしたら知りたいです。

なかなかその部分の情報は私たち市民には届きにくいのかなと思います。

(武安挙手、会長指名)

(事務局：武安)

P8にあります市町村向けの公費というところについて、保険者支援制度や保険者努力支援制度、特別調整交付金等とあり、その特別調整交付金部分は大まかに言いますと、県からいただく色々な事業を頑張っていますねという交付金です。

例えば、前回ご説明差し上げたジェネリック普及率について、当市は県内では高く、評価をいただいて上乘せしていただいている部分があります。1円でも赤字になった場合は、この交付金がペナルティとしてかなり減らされてしまうということがあります。

また、今後の話となりますが、同一都道府県内の統一化というものを国が推し進めているところです。もしも実現した場合、行橋市、みやこ町、福岡市等県内の市町村の税率を全て同じで、同じ所得の方は県内同じ税額にしましょうねという風になります。その場合、もしも1円でも赤字が出てしまったら、福

岡県の他の市町村は全部同じなのに、行橋市だけが納付金や税率が高くなったりしてしまうというようなデメリットが考えられます。国は赤字を解消するためには仕方ないという考えで、県内で行橋市だけが高い税率であるということが起こり得ます。

逆に黒字になった場合にどんなメリットデメリットがあるのかというところですが、黒字になった時のデメリットは、皆さんご負担されていて黒字なのになぜ税率が下がらないのかという不満感です。こういった皆さんの気持ちはカスタマーサービス（市民満足度が低くなる）の点で、私たち行政側のデメリットというところではあります。皆さんが納めすぎではないのかな、納得がいかないなと感じることがデメリットです。

メリットにつきましては、もしも標準化といわれる県下一律になった後に赤字になってしまった際、黒字の際のお金を基金等としてプールしておくことにより、赤字の部分を補填できます。黒字のメリットは赤字の際に補う手立てがあるということです。

ただし、現状では累積赤字が解消できていないので、その先の話とはなるかと思えます。以上でございます。

（会長）

よろしいですか。

（瓦川委員挙手、会長指名）

（瓦川委員）

ありがとうございます。

やっぱり金額が上がると、納めるのが大変だなと数字のみに着目しそうなんですけど、普段は見えづらい県や国からのペナルティのお話ですとか、黒字になって財政的には余剰が出て、短期間ですが黒字になってよかったね、じゃあ税率を下げようとするのはなかなか難しいという内情が分かりました。ありがとうございます。

（会長）

他に質問のある方。

なければ審議事項について進行いたします。

前回、市長より諮問書をいただきました。来年度の国民健康保険税率についてこの運営協議会で結論を出さなければなりませんので、早速この内容についてご審議をいただきたいと思えます。

今回は来年度の行橋市における国民健康保険税率についてどうするべきか、この運営協議会での結論を出したいと考えております。保険税の本算定の内容を踏まえ、皆さま何かご意見ございましたら挙手をお願いいたします。

(瓦川委員挙手、会長指名)

(瓦川委員)

なかなかどう伝えたらいいのかなという切り口が分からないのですが、内容的には前回皆さまに数字的なものが計算されてこのように数字が出ていますが、この数字でよろしいのか、それとも今は物価高騰なのでどうにかこの数字で留まっていたらいい…というようなことを今発言してよろしいのですか。

(会長)

はい。そうです。

(瓦川委員挙手、会長指名)

(瓦川委員)

私の個人的な思いとしては、前回会長をさせていただいて、やはり累積赤字もありまして計算上ではこのままでは赤字になりますよということで、皆様のご意見をいただきました。その中のご意見であったのは、このまま赤字が続いていくことは結局累積赤字を増やしていったら、次の世代の人たちに負担を残してしまうのは、ちょっと私たちも考えないといけないねという内容だったかと思います。年金生活で年金をいただく中から色々払って、手元に残る数字を見たら、“えー、これどうにかならないの”という声を私もよく聞きます。私も何とかなるものならこのまま据え置きでいっていただきたいと思うこともありました。委員の皆さまからも、今後のことを考えるとこのまま赤字を増やしていくことはできない、私たちが何とかするしかないという思いから一旦税率を上げさせていただくという了承をいただいたという経緯があったと思います。

執行部からもご説明いただいた通り、今度は子ども子育て支援金が開始されまして、少なからずその分は上がってくるということがあります。昨年に引き続き物価高騰は続いていることは変わりなくて、国も色々支援はしてくれてはいますが、私としてはそれでも前年度に引き続き今年度も税率を上げることは痛いものがあるなと思います。

私の個人的な意見として言わせていただければ、据え置きにさせていただくとありがたいなと思います。

しかしながら、付帯意見で皆さまから前回いただいたご意見の中で、収納率や徴収率を見ていくと上がっていない現状があるので、そこは引き続き執行部の皆さんにも何とかして手立てを考えていただいて、真面目に払ってくださっている方だけが負担をするということではなく、みんなが安心して医療にかかれるための国民健康保険であって欲しいと思います。理由によっては確かに支払いが難しいと言われる方もいるでしょうが、そんな方々には分割等の色々な支払い方法があるとも聞いておりますので、そういう情報を丁寧に伝えていただきながら、皆さんが皆さんで互いに支えあうものなのだと周知していただきたいとお願いをつけながらの据え置きという私の希望を申し上げます。以上です。

(井上委員挙手、会長指名)

(井上委員)

私も出来れば据え置きがいいです。

子ども子育て支援金の3万円が低いのか高いのかは分かりませんが、これが加算されたときにどういう計算方法でいくら金額になるのがよく分かりません。何か分かりやすい資料でもいただけたらと希望としては思います。

(松本挙手、会長指名)

(事務局：松本)

今言われたのは賦課限度額のお話かと思います。こちら3万円につきましては上限金額でございまして、所得がものすごくある方はこの上限金額に届いてこの賦課限度額内の最高額が賦課されます。子ども子育て支援金の賦課限度額は3万円ですので、ものすごく所得がある方で頭止め3万円の賦課がなされるというところであります。

(辛嶋挙手、会長指名)

(事務局：辛嶋)

先程、収納率についてもご意見いただきましたが、今年度税率を見直しさせてもらったことで何とか黒字になる会計で取り組んでいます。一方で収納率につきましては、やはり公平にご負担いただくことで成立している制度ですので、滞納対策をしている収納課ともしっかり情報を話しながら、今実際滞納している方でもそれ以上滞納額が大きくなるような取り組みをしながら対応

していきたいと考えております。そうすることで、税率につきましても今後黒字維持のための税率の話で見直せるところができるのではないかと考えております。

(会長)

はい。他に意見のある方があればお願いします。

(村上委員挙手、会長指名)

(村上委員)

私も据え置きがいいと思います。

やはり人と会うと支払いが大変という話を聞きます。

保険は福祉の一つだと思います。そのところは何とか最後はみんなで支えあうことが必要だと思います。

(会長)

はい。他に意見はございませんか。

(瓦川委員挙手、会長指名)

(瓦川委員)

ここで付帯意見等も言うておくことになりますか。

(会長)

そうですね。お願いします。

(瓦川委員挙手、会長指名)

(瓦川委員)

すみません、私ばかり話して。

前年度も皆さんから色々なご意見をいただいたのでそのことを思い出しながら、皆さんには分かりやすく執行部の方には伝えてもらいたいと思うことがありまして、本日は病院の先生方も来ていただいておりますが、日々かかりつけの先生がいてくださる安心感、そしてその先生から適切なアドバイスをいただけること、また、国民健康保険の方は健診等を受けられること。

受診率が上がっている年があればそうでない年もあって、今年は何で？ということもあると思います。早めに見つけて早めに治療することで大きな医療費

をつながらなくていいということもありますので、適切なタイミングで医療を受けていただいたり健診を受けていただいたりという広報と、先程ジェネリックの普及率があがることで医療費が削減されているというお話もありましたので、そういったところも先生や薬剤師の方々のご意見をいただきながら、私たちに有益になるアドバイスを小出しに市報とかで掲載いただけたらと思います。そういうところが私たちの国保税に繋がっているんだよと。

ごめんなさい、払うときは勝手に持ってかかれているけど自分たちのどこにどう使われているのかという、痛みばかりが残ってしまうと思います。

でも、ご家族がいたら、“お母さんが病院にかかってこういう治療したときのお金なんだな”と実感できて、支えあっているんだなと認識できるようなきっかけを作っていたらありがたいです。

ここは要望ですが、あわせてよろしくをお願いします。以上です。

(会長)

はい、他に意見はございませんか。

では、質問がなければ行橋市国民健康保険税率についての挙手をいただきたいと思います。

今、お話があった通り来年度国民健康保険税率について据え置きがいいと思う方、挙手をお願いします。

(8名挙手)

(会長)

はい。では、引き上げがいいという方。

(挙手なし)

(会長)

引き下げの方。

(1名挙手)

(会長)

はい。全会一致とはなりませんでしたが、今の結果を当運営協議会の意見といたしまして、来年度の行橋市国民健康保険税率は据え置きが妥当ということでご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

では、答申については後日改めて市長に提出いたします。
なお、今回の議事録の署名委員は村上委員をお願いいたします。

(村上委員挙手、会長指名)

その他についてよろしいでしょうか。

(会長)

いいですよ。どうぞ。

(村上委員)

ジェネリックの話なんです、ジェネリックは合う人と合わない人がいるから診断の時に先生方にその差を説明していただきたいなと思います。受診した際に先生は説明してくださるのですが、ジェネリックが合うのか合わないのか自分では分からないので、何か差があるのなら知れば分かりやすいのかと。

あと、今日は薬剤師さんが欠席ということですが、お薬がすごく手に入りにくい時期があってそれからはどうなったのかなと。

それと今中国からの物資が輸入されにくいと聞きますが、抗生物質とか入ってこなくなるという話も聞くから心配です。

もし薬剤師さんとかに情報が入っていればお伺いできたらなと思います。

(会長)

それは医療機関の先生方いかがですか。情報ないですか。

(木村委員、赤川委員ともに特に情報なし)

(武安挙手、会長指名)

(事務局：武安)

私どもにもそのような情報はありません。

ジェネリックと先発品との違いという話であれば、私が担当者の際に勉強しただけなので全然専門知識とかではないですが、先発品はもともと特許を持っていて特許料金も含まれていて高価にはなります。ジェネリックとの大きな違いは基本的にはないですが、有効成分には変わりはないけれど複数の素材を混

せて製剤しているので、メーカーさんや製薬会社の中でそういった少しの素材の違いでアレルギーを起こしたり効果が弱く感じたりという方がいらっしゃいます。

また、気持ちの面もあります。やはり先発品の方が効くという気持ちがあつて、お水でもお薬と思って飲めば効くということがあったりもしますので、そういった影響は多少あるのかと思います。

大きな違いはないですが、やはりそういった微細な違いで効く、効かないという話がでてくるという内容を担当者の研修で耳にしました。

ただ、今はそういったことも改善されているかもしれませんので、次回以降薬剤師さんがいらっしゃる場面で、またご質問いただけたらよろしいかと思えます。

(瓦川委員挙手、会長指名)

(瓦川委員)

先程言葉足らずだったので、戻ってしまって申し訳ありませんが、引き下げについて1名委員さんが挙手されていました。

私も気持ちの上では引き下げがいいのが本音です。

ですが、私たちの見えていない数字の部分で負荷があることを知って、気持ち的には、黒字になったなら引き下げてくれればいいと思いますが、それが一時的なものであるなら今後どうなるのかなという不安もあるので、今更ですが据え置きがいいという意見にさせていただきました。

以上です。

(会長)

その他、今のうちに質問しておきたい等あればお願いします。

(國永委員挙手、会長指名)

(國永委員)

はい。

P5の福岡県内の一人当たりの納付金の順位の中で、行橋は半分より下で安い方だということですよ。福岡県の平均より年間約8千円低いということですが、先ほどの説明の中で、もしかしたら福岡県内の全部の税率を一緒にするかもしれないということでしたが、そうなると今よりも高くなるかもしれませんし、もしかすると少し低くなるかもしれない。それはまだどちらかは分から

ないという認識でよろしいですか。

(松本挙手、会長指名)

(事務局：松本)

はい。その辺はまだ分かりません。

(國永委員挙手、会長指名)

(國永委員)

でも、現状は福岡県の平均より少し行橋市は安いんですよということですね。分かりました。

(会長)

他にはどなたも質問ありませんか。

なければ、再度になりますが、今回の議事録の署名委員は村上委員にお願いします。

本日は年初めのお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

今年度の運営協議会の開催は本日で最後です。

ご協力ありがとうございました。

会 長 森 山 賢

委 員 村 上 淑 子